埼 玉県手数 料 条例及び埼玉県 証 紙条例 \mathcal{O} 部を改正 する条例 をここに公布 する。

和三年十二月二十 匹 日

玉 県 知 事 大 野 元 裕

|県条例 第五十三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県 証 紙 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る条

(埼玉県手数料条例 0 _ 部改正

第 正する 一条 埼玉県手数料条例 (平成十二年埼 玉 県 条 例第九 号) \bigcirc 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改

項」 七号イ及び 別表都市 「第五 整備 「第百十 項 百二十二号イ」 部 に 改 \mathcal{O} -七号ハ 項第一 め、 及び 号中 同号金額 改 第百二十二号 「第百十 め、 0 同 六 項第 イを削 号 ハーに 五号中 イ 及 り、 び 改 第百二十 「第百· 同欄 め、 口 同 を次 項第 六六号 _ のように 百 1 ハ 及 九 号中 び を 第 改める。 百二十 第 百

れら 第六条の二第三項の る基準に適合し れも長期優良住宅 住宅 \mathcal{O} 写 の品質確保の しが提出 てい 「さ れ \mathcal{O} るも 普及 確認書若し 促進等に関する法律 た場合 \mathcal{O} の促進に関する法律第六 に 限 る くは同条第四 第百十一号に (平成十 項の 条第一項第一号に掲げ おい 住宅性能評価書 一年法律第八 て同じ。 + 又はこ 一 号) いず

- (1) 戸建て \mathcal{O} 住宅
- (--) 新 築の

八千 円

- 増築又は改築の 場合

一万三千円

- (2)いう。 共同 住宅 以下 この 等 (共同 号から第百十二号までに 住 宅、 長屋その 他 \mathcal{O} 一戸 お 11 7 建 同じ ての住宅以 外の 次 íZ 住宅 掲 げ る を
- 区分に 応じ それぞれ次に定め る 額
- $\left(\longrightarrow \right)$ をい 床面積 う。 の合計 以下この号にお (申請に係る住戸を含む 11 て同じ。 が五百平方メ _ の建築物 \mathcal{O} 床 面 以 積 内 \mathcal{O} \bigcirc 合 も計
- 新築 \mathcal{O} 合

円

(口) (イ) 増築又 は 改 築 0 場合

> 一万 七 千

_ 万 五千 円

 $(\underline{})$

床

面

積

 \mathcal{O}

合

計

が

五.

百平方

メ

を超

え千平

方

メ

ル

以

内

 \mathcal{O}

(口) (イ) 新築 \mathcal{O}

> 二万 千 円

増築又 は 改 築 \mathcal{O}

四万二千円

 (\equiv) 床面 積 \mathcal{O} 合計 が千平 方 メ ルを超え二千五百平方メ ル 以 内

 \mathcal{O}

ŧ

(1) 新 築 \mathcal{O} 合

五万二千 円

(口) 増築 又 は改 築の 場合

七 万 八千 円

床面積 \mathcal{O} 合計が二千五百平方 メ を超え五千平方 メ 1 ル 以

 \mathcal{O} Ł

新築 \mathcal{O}

七万 八 千 円

(口) (イ) 増築又 へは改築の! 場合

十 - 一 万八千 円

 \mathcal{O}

(五) 床面積 \mathcal{O} 合計 が 五千平方 メ ル を超え一 万平方メ 1 ル 以 内

Ł \mathcal{O}

(1) 新築 \mathcal{O} 場合

> 十 万 五 千 円

(1) 増築又 は改 築の 場合

十七万三千 円

内

 \mathcal{O}

(六) 床 面積 \mathcal{O} 合計 が _ 万平方 メ 1 ル を超え二万平方 メ 1 ル 以

ŧ \mathcal{O}

(1) 新築 \mathcal{O}

十 九 万 九 千 円

(口) 増築又は改築の 場合

三十万 円

 \mathcal{O}

(七) 床面積の 合計が二万平方 メ ル を超え三万平方 メ 1 ル 以 内

£

(1) 新築 \mathcal{O} 場合

> <u>二</u> 十 五. 万 七 千 円

(口) 増築又は改築の 場合

三十八 万六千 円

 (\mathcal{N}) 床面積の 合計が三万平方 メ ル を超えるも

 \mathcal{O}

(口) (1) 新築の場合

> 三十万 円

増築又 は改築の 場合

1十五万千 円

うに改 号金額 切 (2)を削 申請住戸数で 川まで 又 し り捨 て得た金額 別表都市整備部の カュ り 8 5 \mathcal{O} T る。 る。 は (\mathcal{N}) 司 口 ま 欄ハを同欄 イ $\stackrel{(2)}{(-)}$ で、 (1)(そ \mathcal{O} カュ て 口 口 (1) 又 は 金額に百円未満の 得 (2)5 項第百九号金額 を た金額 削 $\left(\longrightarrow \right)$ 口 (八まで」 に と カゝ り 5 ハ (1) (八) 同 (その金額に くまで又は 項第 」を「前号金額 同項第百十号中「第三項」を「第五項」に、 改 め、 の欄 百 端 数 +(2) (—) ハ 号金 があるときは、これ 百円未満の 中 (共同住宅 「 及 び \mathcal{O} 額 から川まで」を 欄 イ (1) \mathcal{O} 欄 口 等に _ 端数があ イ 及び 又は を 削 2 V ŋ ロ(1)に、 「を申請住戸数で除 を切り捨てる。 ては、 るときは、 同欄 同 欄 その イ (2) (一) 口 同 を これを 金額を 次 から \mathcal{O} 「前

1 住宅 \mathcal{O} 品 質 確保 \mathcal{O} 促進等に関する法律第六条の二第三項 \mathcal{O} 確認書若し

元 八 ト 元 ト 六 七 ト 五 二 メ ニ 二 ー ル 二 八 万 更 額 六 万 千 ル 十 千 ル 千 千 ル 万 万 ト 二 万 以 千 千 メ 後 千 三 五 以 五 五 以 九 九 ト 九 六 ル 万 四 内 五 五 ー の 五 四 千 百 内 万 百 内 百 百 ト 床 百 千

 (\mathcal{N}) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が三万平方 メ ル を超えるも \mathcal{O}

新築 \mathcal{O}

Ŧī. 万 円

(口) (イ) 増築又 は 改 築 \mathcal{O} 場

二十二万五千五 百 円

で」に とし、 第百十 号と 四号 号と 一号金 号中 を削 同 に 十五号を第百二十六号とし、 同項第百 百 川まで (1) 改 百十 項第百二十号中 L 别 **(**そ イ (2) Ļ て得 表都 1 「第百二十一号金額 -九号と (3)同 九号 額の \mathcal{O} 改 を 兀 同号を同項第百二十三号とし、同項中第百二十一号を第百二十二号と 同 文は 項第百十五号金 百十 金 め、 号 十三号中 口 司 た 市 「前号金額 一額に 項第百十八 項第百二十二号中「第百二十号金 欄口」 (3)を 欄 中 中 金 整 \mathcal{O} - 六号金 (2) (—) |額(その _ 次 「第百 ハ 備 「第百二十五号」 「第百二十五号イ(2)」 百円未 を を 同 に 部 同 次 を「第百二十二号金額の \mathcal{O} 「第百二十二号イ(2)」 第 +項 額 第 同 カ \mathcal{O} \mathcal{O} 項第百十一号金額 金 号 中 九条第 満 七号 中第百十七号を第百十 住宅等に ら 口 _ 百十八号 \mathcal{O} 一額に 額 \mathcal{O} 号 \mathcal{O} (\mathcal{N}) 1 端数が の欄イ パまで」 欄 「第百十六号金額 を (1) 1 口 百 $\ddot{(3)}$ _ 一項」 又は 加 イ」を「第百二十二号金額 第百二十四号を第百二十五号 日未満 を つい え を 口 同項第百十二号中 (2) (一) 中 あ る。 (3) を を「第百十 ロ(1)に、 「第百十 「第百二十六号」 に改 の 下 に るときは、これ ては、 一同 の端数があるときは、 に \mathcal{O} を 改め、 「第百十七号」 8 欄 欄口」 七 そ 「及び イ2円から八ま ハ 「第百二十三号 \mathcal{O} 額の欄」を「第百二十一号金額 号金 同号を同項第百二十一号とし、 \mathcal{O} 八号イ(3) 八号とし、 中 同 欄イ」を「第百十七号金 同号を 金額を申請住戸 「 及 び 第三項」 に改 額 欄 「前号金 を切り に イ (2) (一) \mathcal{O} 同 め、 口 欄 改 を「第百十 め、 口 0 項第百十 に 第百十六号を第百十 捨 を加え、 改め 同号を 欄イ」 で又は から これ 及 とし、 1 額 てる。 (2) 同号 \mathcal{O} に び 数で 改 (N) を に、 ・六号と に、 -八号」 切 \Diamond を同項第百二十 同項 同項第百二十三 口 ま 1 を (2)欄 同 除 で、 (1) ŋ 申 項中 同 額 口 第百二十 「第百二十 「第百二十 に (3)号 \mathcal{O} を削 カコ て 口 口 て 第百二 中 改 を (2) \mathcal{O} 6 (1)戸 数 ·七号 又は 8 (\mathcal{N}) 同 同 「第 項 項 兀 ま 項 で

第十 進に 住宅 規 宅 五. 定 八 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 容積率 に 条 する法 普及 基づ 第 期 \mathcal{O} 項 律 促 \mathcal{O} 係 建築 優良 認 < 画 る住宅 建 定 に 等計 築に 基づ 住宅 長 ·六万

請 例 に 対 \mathcal{O} す 許 る 可 審 \mathcal{O} 査 申 可 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 特 容 請 例 積 許 率 丰

(埼玉県証紙条例の一部改正)

数

料

第二条 に改正 する 埼 玉県 証 紙 条例 (昭和三十 九 年埼 玉 県条例第六十三号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う

三百 兀 別表 八十二号 百十二号 埼 玉県手数料 \mathcal{O} لح 次に 次 条 第三百八 \mathcal{O} 例 _ 伞 号を 十三号から 成 + = 加 える。 年埼 第 玉 四百十号までを 県 条 例 第九 号) _ \mathcal{O} 号ず 項 中 つ繰 第 兀 ŋ 百 下 げ _ 第 を

三百八十三 の特例 許可申 認定長期優良 · 請 手 住 宅建築等計 画 に 基 づ 建 築 に 係 る 住 宅 \mathcal{O} 容

附則

(施行期日

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置

2 規定は 日 改正 に された 一後の埼 ۲ 0) 申請 玉県手 条 例 に \mathcal{O} 係 施 数 る手 行 料 \mathcal{O} 日 例 以 別 に 後 表 0 に 都 され 市 7 整 は る 備 申 部 な 請に係る \mathcal{O} お 項 従前 第百 手数 九号 \mathcal{O} 例 料に に から第百十二号 ょ る 0 11 7 適用 まで \mathcal{O} 同

3

を改正 た 額 請 第 準 円 九 る 合 \mathcal{O} 。 以 下 促進に に係 \mathcal{O} 金 12 滑 額 お 項 適 か 項 は な する法 申 0 取 \mathcal{O} 5 11 る 「定 (そ 引環境 \mathcal{O} 登 第百 規定 関する法律 請 て 部 8 \mathcal{O} 号 に 分 録 て 金 係 改 に 住 律 に る カュ 十二号ま いることを示す書 宅性能 額 正前 限る。 かか 額 5 る \mathcal{O} **令** 第百 住戸を含 整 に 百円 と 備 わ 和三年法律第四 \mathcal{O} 伞 埼玉県 評価機 らず 十二号 で \mathcal{O} -成二十年 ための 未 に \mathcal{O} 同 満 規定 項 む 0 関が 第 手 \mathcal{O} ま _ い 改 数料条例 端 百十号中 で \mathcal{O} 7 類 長期優良住 正 (長期優良 建築物 は、 作成 法 数 に (住宅 前 律第 が お + \mathcal{O} 八号) あ 11 当 した 埼 玉 別 分 \mathcal{O} 八 る 7 \mathcal{O} 金額 とき 住戸 表都 の間、 品 +|宅の 住宅建築等 県 ŧ, 申 質確保 七号) 手数料 \mathcal{O} による改 普及の は、 ·請住戸 に限る。 \mathcal{O} 市 **(**共 うち 整備 なお 第 の促進等に 同 条 六条第 数 そ 正 促 住 司 部 計 例 れ 宅等に 時 を \mathcal{O} 前 進に \mathcal{O} 画 別 効力 が 提 項第 が 切 \mathcal{O} 表 لح に 申 長期優良住宅の 関する法律等 住 都 り 11 を有 出 宅 市 捨 う。 百 請 関する法律 項各号に掲 0 され 九号中 でる。 \mathcal{O} 11 さ 整 する。 質 て れ た住戸 た場合 は、 で除 \mathcal{O} 部 向 \mathcal{O} 定定 げる 第 そ \mathcal{O} 上 項 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 普及 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 及 第 て 基 び 申 条 数 る 百

これを切り捨てる。)」とあるのは「定める額」と、 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」とあるのは「金額」とする。 同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額 める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、 れを切り捨てる。))」とあるのは「金額」と、同項第百十一号金額の欄イ中「定 額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、 同項第百十二号中「金額(共 (その金額に百円